

告 示

埼玉県告示第百六十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年二月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルヤ松伏店

埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野五 一 三

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

閉店時間を以前通り七時三十分にして頂くか、九時四十五分まで営業するの
であれば、車のエンジン音と店内ならびに看板の光の軽減をお願いしたい。

駅前でもなく閑静な住宅街の中の店舗で、住居がとても接近している為、九
時四十五分まで営業する事によって生活環境が悪化しています。

外装を大々的に変更して、大きな看板にライトをあて、店内を赤々と電気を
つける事によって、夜遅くまで庭先や部屋の中まで照らされて安眠妨害もは
なはだしいです。

駐車場の車止めの位置も変更され、植栽もなくしてしまった事により、エン
ジン音もうるさくなって、夜間は特に迷惑しています。

セキ薬品の他の店舗と同様に、ライトにカバーをしたり、夜間は光がもれな
いよう、特に夜間清掃時など、店内にカーテンをつけるようにしたりすべきだ
と思います。植栽もきちんと元に戻すよう欲望します。

一 企業として違法なことをやってきた反省も含めて、きちんとした事をやっ
て、環境を破壊することのないようにして欲しいと思います。

二 縦覧期間

平成二十五年二月十二日から平成二十五年三月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター